

骨子案 入所・地域生活支援専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
1 入所施設等から地域生活への移行の推進 グループホーム等の機能的な強化や支援の質の向上を図るとともに、日中活動の場の整備を推進します。 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、コミュニケーション支援や移動支援等の取組を推進します。 強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害の程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な人に対しては、入所施設が有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。 また、共同住居より単身で生活したいというニーズを有する障害のある人のため創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	(1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 (2) 日中活動の場の充実 (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	<p>(1) 【I 現状・課題】 グループホームについては、整備が進んできているが、地域偏在やサービスの質の担保などが課題となっている。また、障害者等の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の整備を促進することが求められる。 【II 取組の方向性】 グループホームについては利用者の多様な障害特性やニーズに応じた拡充を図るほか、サービスの質の向上を図るため、各種研修の実施等を行う。また、市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催する。</p> <p>(2) 【I 現状・課題】 障害のある人の地域での生活を実現するには、住まいの場の確保とともに、ニーズや個性に応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるよう、日中活動の場の整備が必要である。 【II 取組の方向性】 ニーズに応じた日中活動の場の充実のため、個々の特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備を促進します。また、利用ニーズが多いものの社会資源の少ない医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場の量的・質的拡充に努める。</p> <p>(3) 【I 現状・課題】 在宅で生活している障害のある人及びその家族へのサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び短期入所等があり、必要な支給量を確保する必要がある。 【II 取組の方向性】 ホームヘルパー等に対する各種研修を行うことにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努める。</p>	<p>→ (1) • グループホーム等の定員 県独自 • 施設入所者の地域生活への移行者数 厚労省指針 • 施設入所者数 厚労省指針 • 地域生活支援拠点等設置数 厚労省指針 • 地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数 見込 厚労省指針 • 地域生活支援拠点等運用状況検証・検討回数 厚労省指針</p> <p>→ (2) • 地域活動支援センター設置市町村 県独自</p> <p>→ (3) • 日常生活自立支援事業利用者数 県独自 • 短期入所事業者数 県独自 • 障害福祉サービスに対する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無・共有回数 厚労省指針 • 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築 厚労省指針</p>

<p>(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援</p> <p>(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用</p> <p>(6) 千葉リハビリテーションセンターの運営</p>	<p>(4)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>重度障害にも対応できるグループホームの整備を促進することが求められる。また、強度行動障害のある人等をグループホームで支援するためには、その特性に適した生活環境の整備や、支援体制の充実が必要となり、あわせて、支援員のスキルを向上させる取組が必要となる。</p> <p>袖ヶ浦福祉センターの廃止に伴い、引き続き民間施設と連携し、暮らしの場へつなぎ、支援していく必要がある。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>強度行動障害のある人への支援の充実に向け、引き続き、検討を進めていく。</p> <p>(5)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>地域での支援が困難な方にとって入所施設は重要であり、施設入所が必要な人の増加も予想されることから、住まいとしての在り方や、その役割が検討課題となっている。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活の支援に活用することで、地域移行が可能となる環境づくりを推進する。</p> <p>(6)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>千葉リハビリテーションセンターでは、重症心身障害の状態にある子ども等に対する支援や専門的なリハビリテーションに係る利用ニーズが高く、利用待機者も多くなっている。</p> <p>また、施設・設備の老朽化・狭隘化により、県民からの幅広いニーズに対応できる施設の整備に取り組む必要がある。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>千葉リハビリテーションセンターは、引き続き、重症心身障害の状態にある人（子どもを含む）、また脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、社会復帰に向けた就労支援等の福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担う。</p> <p>令和5年度から、第1期工事となる外来診療棟の建設工事に着手する。</p>	<p>◀ (4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害者支援体制整備事業 厚労省指針 ・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数 県独自 <p>◀ (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設必要入所定員総数 厚労省指針 ・地域生活支援拠点等設置数【再掲】 厚労省指針
---	--	---